

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 9. メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

1 主な施策の取組状況及び評価

(主な施策の取組状況)

イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

・平成 18 年 11 月、平成 19 年 12 月及び平成 20 年 4 月の 3 度にわたり、総務大臣より携帯電話事業者等に対し、フィルタリングサービスの導入促進及び改善に向けた自主的取組を強化するよう要請するとともに、平成 19 年 2 月及び平成 20 年 3 月の二度にわたり、警察庁及び文部科学省と合同で、都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察等に対し、携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について、学校関係者や保護者をはじめ住民に対する啓発活動に取り組むよう依頼した。

・「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」を開催（平成 17 年 8 月～18 年 8 月）し、18 年 8 月に最終報告書を公表。これを受けて、電気通信事業関連団体においてガイドライン等が策定されている。

(評価)

・上記施策により、基本計画で「インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討」該当部分の要請は満たされているものと考えられる。

2 今後の方向性、検討課題等

・平成 21 年 4 月より、「青少年インターネット環境整備法」が施行されており、今後は同法に基づき、フィルタリングサービスの一層の普及促進とその支援に取り組む予定。

・総務省では、平成 21 年 1 月に「安心ネットづくり」促進プログラムを策定しており、今後は同プログラムに基づき、安心・安全なインターネット環境整備に向けた施策を展開していく予定。

3 参考データ、関連政策評価等

様式 2